

売買取引条件

社名	株式会社郡山水産
売買取引の方法	せり売又は相対取引
営業日及び営業時間	営業日：郡山市総合地方卸売市場水産物部カレンダーに基づく 営業時間：午前8時～午後4時30分（総務）
取扱品目	生鮮水産物、水産加工品類、調理冷凍加工品その他生鮮食料品等
生鮮食料品等の引渡しの方法	市場内において行う。ただし、卸売りの相手方との合意に基づき市場外にある物品を卸売りする場合は当該場所で引き渡しを行う。
委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額	委託手数料 生鮮水産物及びその加工品 卸売金額に100分の5.5を乗じて得た金額 出荷者の費用負担 通信費・運送料・売買仕切り金の送金料・保管料・調整費・その他会社が立て替えた費用
生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法	受託物品の卸売をしたときは、その卸売をした日の翌日（委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該委託者と取り決めた決済方法により売買仕切金を支払う。 物品を買い受けたときはその出荷者と取り決めた支払日及び決済方法に係る特約により買受代金を支払う。
奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）	出荷奨励金 出荷者との個別協議による